

私たちに 働く場を!



特別支援学校では、高等部生徒の卒業後の職業的な自立と積極的な社会参加をめざし、事業所等のご協力をいただきながら、学校教育の一環として、産業現場等における実習を行っています。

皆様の職場におかれましても、このような趣旨をご理解いただき、実習生の受け入れと積極的な雇用にご協力くださいますよう、お願いいたします。

実習のチャンスをご覧ください!

働くために
～職業教育～

自立に向けて
～教科学習等～



職業科の学習



進路の学習



パソコンを使った学習



マッサージ(盲学校)



理容実習(聾学校)



作業学習

未来に向けて
～現場実習～



ガソリンスタンド



みかんの収穫



薬局の品出し



パンフレット配送準備

「たくさんのパンフレットを束にしました。数もしっかり数えました。各店舗へ送る準備をするときは、とてもうれしかったです。」

「畑はすごく広がったです。たくさんの樹があって、いっぱい実がなっていました」

目的

- ◆働くことの厳しさ、大切さ、喜びを知る
- ◆職場でのルール、人とのかかわりあい学ぶ
- ◆学校や家庭で身につけた自分の力を試す

内容

- ◆期日と期間… 事業所のご都合に合わせて、相談して決めます。
- ◆報酬… 授業として実施します。必要ありません。
- ◆経費… 交通費等実習にかかる費用は自己負担します。
- ◆作業内容… 事業所と相談の上、決定します。
- ◆災害保障… 通勤途中、実習中のケガ等は独立行政法人日本スポーツ振興センター給付制度の適用となります。
- ◆情報交換… 生徒の様子や適性等実習前にお知らせします。事業所の様子等、実習生に事前指導します。

働いて
います!

～卒業生と
事業所の声～



真剣に自動車部品の製造をする姿

【事業所の方の声】

- ▶毎日コツコツとまじめに仕事をしています。今は独り立ちさせて仕事を進めています。(現場担当者)
- ▶実習を重ねての雇用なので、個性もわかり、その人にあった職場で働いています。(人事課担当者)

【卒業生の声】

まわりの皆さんも優しいです。同じ場所での立ち仕事は大変だけど、お給料をもらったなら、もっとがんばろうと燃えてきました。



いきいきと電話オペレーターをしている姿

【事業所の方の声】

障がいのある人が働きたいと思うのは当たり前です。職場では、自分から働きかけることが大切です。今は自分から聞いて行くという成長が見られるようになりました。(人事課担当者)

【卒業生の声】

徐々に仕事が増えてきて、不安を感じ、なかなか眠れない時もありました。でも、やさしく私のために一生懸命教えてくださる先輩方のおかげで今では、「自分がやれるだけの力を精一杯出せばいいんだ!」と思えるようになりました。これからも、たくさんの事を学んで教えていただいた事を生かしながら、先輩方のようになれるようにがんばってやっていきたいと思っています。

障がい者の雇用促進について

特別支援学校の卒業生について、ハローワークを通じて雇用の手続きを行うことにより、障がい者雇用に関する支援制度の対象となります。詳しくは最寄りのハローワークにおたずね下さい。

特定求職者雇用開発助成金

対象労働者	対象期間（中小企業）	総額支給額（中小企業）
身体・知的障がい者	1年（1年6ヶ月）	50万円（135万円）
身体・知的障がい者（重度又は45歳以上）、精神障がい者	1年6ヶ月（2年）	100万円（240万円）
短時間労働者の身体・知的・精神障がい者	1年（1年6ヶ月）	30万円（90万円）

※対象者の重度とは、身障者手帳1・2級、療育手帳A判定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」で「重度障害者」と判定された人

障害者雇用納付金制度

雇用障がい者数が法定雇用率（2.0％）に満たない事業主から、雇用する障がい者が1人不足するごとに1月5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障がい者を雇用する事業主に対して、障害者雇用調整金（1人につき1月2万7千円）や助成金等を支給する仕組みです。

対象事業主

- ・平成22年7月～ 常用雇用労働者が200人を超える事業主
- ・平成27年4月～ 常用雇用労働者が100人を超える事業主

障害者雇用ファーストステップ奨励金

（※雇用失業情勢が改善するまでの時限措置）

障がい者雇用の経験のない中小企業（障がい者の雇用義務制度の対象となる56～300人規模の中小企業）において、ハローワークの紹介により、身体・知的・精神障がい者を初めて継続して雇用する労働者（一般保険者）として雇い入れる事業主に奨励金が支給されます。

■支給額：1人目の障がい者を雇用することに対し100万円

障害者試行雇用事業

障がい者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、障がい者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することをめざします。

- ◆期間：3ヶ月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障がい者との間で有期雇用契約を締結）
- ◆奨励金：事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給

ジョブコーチ支援事業

障がい者が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。

- ◆期間：2～4ヶ月程度を標準に、個別に必要な期間を設定
- ◆目的：障がい者の職場適応支援
- ◆内容：障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づくジョブコーチによる直接支援
障がい者の職場適応に向けた職務の再設計や職場環境の改善等アドバイス